

## 第 9 8 号議案

### ふじみ野市手数料条例の一部を改正する条例

ふじみ野市手数料条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 3 号及び同条第 3 項中「別表 3 8 の項から 5 5 の項まで」を「別表 4 0 の項から 5 7 の項まで」に改める。

別表 8 の項中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付」を「戸籍証明書の交付（広域交付を含む。）」に改め、同表中 6 8 の項を 7 0 の項とし、6 7 の項を 6 9 の項とし、同表 6 6 の項中「3 8 の項」を「4 0 の項」に、「3 9 の項」を「4 1 の項」に、「6 7 の項第 1 号イ」を「次項第 1 号イ」に改め、同項を同表 6 8 の項とし、同表 6 5 の項中「6 8 の項」を「7 0 の項」に改め、同項を同表 6 7 の項とし、同表 6 4 の項中「3 8 の項」を「4 0 の項」に、「3 9 の項」を「4 1 の項」に改め、同項を同表 6 6 の項とし、同表 6 3 の項中「3 8 の項」を「4 0 の項」に、「3 9 の項」を「4 1 の項」に改め、同項を同表 6 5 の項とし、同表 6 2 の項中「。以下「住宅品質確保促進法」という。」を削り、「3 8 の項」を「4 0 の項」に、「3 9 の項」を「4 1 の項」に改め、同項を同表 6 4 の項とし、同表中 6 1 の項を 6 3 の項とし、1 5 の項から 6 0 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表 1 4 の項中「閲覧」の次に「又は同法第 1 2 0 条の 6 第 1 項の届書等情報の内容を表示したものの閲覧」を加え、「一の届出」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの 1 件」に改め、同項を同表 1 6 の項とし、同表中 1 3 の項を 1 5 の項とし、同表 1 2 の項中「又は」を「の交付、」に改め、「交付」の次に「又は同法第 1 2 0 条の 6 第 1 項の届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項を同表 1 4 の項とし、同表中 1 1 の項を 1 3 の項とし、1 0 の項を 1 2 の項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

1 1	除籍電子証明書提供用識別符号の発行	除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき	7 0 0 円
-----	-------------------	--------------------------	---------

別表 9 の項中「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付」を「除籍証明書の交付（広域交付を含む。）」に改め、同項を同表 1 0 の項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

9	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき	4 0 0 円
---	-------------------	--------------------------	---------

### 附 則

この条例は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 3 4 7 号）の施行の日から施行する。

令和5年12月11日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）の施行に伴い、条文を整備するため、ふじみ野市手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。